

論文

## 社会福祉における「誘導」と リバタリアン・パターナリズム論の近似性

石川 時子

‘Nudge’ in Social welfare and Libertarian paternalism

Tokiko Ishikawa

本稿は社会福祉、とりわけソーシャルワークにおいて、援助者が利用者の自己決定を支援する際に「誘導」が起きるのではないかという疑問をもとに、誘導の概念を検討するものである。近年、新たなパターナリズム論としてリバタリアン・パターナリズム論が登場しているが、そこで論じられる‘Nudge’（ナッジ）は、デフォルト・ルールやフレーミング効果など、いくつかの設計によって、被干渉者に支配感を抱かせずに選好を変化させ自己決定に至らせるという知的戦略が論考されている。この議論が、社会福祉における「誘導」とどのような共通性を持つか、ソーシャルワーク論への援用を論じる。‘Nudge’（ナッジ）は現実に既に存在しており、制度設計には重要な視点であるが、「価値」の問題を素通りしているため、政策立案者や援助者は自身の価値観を熟慮して関与することが望まれる。

キーワード：リバタリアン・パターナリズム、‘Nudge’（ナッジ）、誘導、自己決定、マターナリズム

### 1. はじめに

面接を重ね、丁寧な対話を心がける中で、当事者の意思をワーカーの思惑の方へ誘導してしまっていないか——そうした素朴な疑問と恐れを本稿は扱うものである。丁寧な対話を通し、利用者の意思を確かめつつ決定を行っているが、それでもなお、ワーカーが自らの予め決めてきた方向へ利用者を誘導しているのではないだろうか。ソーシャルワークを含む対人援助を行う者なら、誰でも一度はこうした不安がよぎるものであろう。

利用者の自己決定の尊重は、ソーシャルワークの倫理原則で掲げられ、社会福祉の教育・実践の中で繰り返し強調され教えられてきている。更に、ただ単に本人が自己決定するからといって、不利益が生じることが予測される場合には、不関与を

決め込んで見過ごすことは出来ない。自己決定とは独立した個人が容易く行うものではなく、他者からの様々な支援を受けた上での自己決定というものが存在していると、対人援助では考えられている。ソーシャルワークとは、まさにその自己決定を支援するプロセスと言えるだろう。

しかし、関係性の中で、ワーカーの価値判断が伝わり、利用者の意思と一体化して、それが本人の意思決定なのか、支援者の誘導なのか、判別しがたくなることが起きうる。例えば、利用者の希望が現実的には（程度の差はあれ）困難だとワーカーが判断した場合、現実到達可能な着地点を探ることがある。特に子ども、知的障害・精神障害者、認知症など、判断能力が不十分とされる人を支援する場合には、丁寧な説明を行い、現実的に

可能なステップを踏むことや、目標の変更を勧めること、それに同意を得ることなどは、ソーシャルワーク過程で頻繁に起こりうる。それがさらに、結婚・生殖を含むような人生の一大イベントの選択や、生命に深く関わる選択の場合には、危険防止のためなのか、支援者の価値観なのかが判然としないまま、利用者の意思決定を緩やかに変えるような関わりが起こりうる。

このような意思決定を緩やかに変えるような関わり方も、支援者と利用者の双方が納得した上で、利用者が「本心から」「納得して」選択を行う場合は、自己決定を支援する過程として承認される「自己決定の支援」「意思決定の共有」「支援つき意思決定」などと述べることも可能である。しかし、これを支援者が利用者を「誘導」している、という観点からも批判的考察が可能であろう。

この自己決定の誘導を、絡め取るような優しさで人を操作しコントロールする「マターナリズム」という、パターナリズムの一形態として指摘することもできる。別稿で筆者はパターナリズムの概念とその正当化論を論じたが、「自律を尊重するパターナリズム」という正当化論の中に、自律の操作・誘導という問題があることを明らかにした(石川 2007)。更に近年、新たなパターナリズム論が台頭している。「リパタリアン・パターナリズム」と称される新たなパターナリズム論は、人々を緩やかに一定の方向へ誘導していくことの正当化可能性を論じているものである。

そこで本稿では、誘導の問題を論じるにあたり、その手がかりとしてリパタリアン・パターナリズム論を題材に、誘導の概念、マターナリズムとの関連、そしてリパタリアン・パターナリズム論のソーシャルワーク論への援用可能性を考察したい。

## 2. 概念と用語の定義・議論の射程

### (1) 誘導とは何か

まず本稿で扱う主要な概念である「誘導」とは何かを簡単にまとめたい。誘導と近接する概念として、「操作」・「説得」・「強制」などが挙げられる。

尾崎(2002)は、援助者が「あなたが決めること」と伝えながら、同時に期待をほのめかして「操作」したり自己決定を強要したりすることを指摘している。また畠山(1989)は、援助における操作を論じているが、その中で単純な情報操作(遮断・排除)以外に、第一線職員(援助者)がクライアントに提供する情報の操作を通じて「クライアントの自己規定が変容すること」を「誘導」という語で表している(409-10)。

「説得」と「操作」については、バイオエシックスの権威であるフェイドンとビーチャム(1986=1994)は、インフォームド・コンセントの研究の中でこれらを論じている。彼らによれば、説得とは、説得するものの信念、態度、価値、意図、行為を、ある人に自分の意見として受け入れるよう導くこと(283)、とある。彼らは援助者が善意を持ち、患者に必要と考える選択肢を弁護するのは必要なことであり、それを行わないことは返って道徳に反すると考えている。また彼らは「操作」とは、ある人が強制によらず自分の利用できる選択肢を変更するか、説得によらず選択肢の認識を変えること(290)、と述べている。操作は「選択肢の操作」、「情報の操作」、「精神過程に変化をもたらす心理的操作」の3つに分けられている。ただし、フェイドンらは善意による説得を肯定的に捉えているが、本稿では善意による支配も問題として捉えているため、彼らの見解とは異なる視点を持っている。

また広辞苑では「誘導」とは「目的に向かっていざない導くこと」とある。つまり、ある一定の

ゴールが予め設定されており、導く者と導かれる者、誘導者と被誘導者が存在していることになる。

こうした指摘を踏まえ、本稿で「誘導」という概念を取り上げるのは、操作より被支配感が少なく、むしろ被干渉者が「自発的に自己決定している」と感じさせる干渉の形態があり、「自己決定がある目的に向かって他者に操作されること」を焦点化するために「誘導」という用語を使って論じたい。「誘導」は、「強制」や「操作」より被干渉者に被支配感を抱かせず、反発が明確でない形で、意思を被干渉者本人の内部で変質させているものだと言える。本稿での「誘導」とは、「他者の選好形成に働きかけて意思決定を変化させること」と暫定的に定義する。それは、強制や説得よりは緩やかな形態をとり、対話の中で受け手に支配感や威圧感、抑圧を抱かせにくいものである。援助者がある一定の目的やゴールを持ち、クライアントに対して支配感を抱かせず、援助者の持つ目的やゴールとクライアントのそれを一致させる方法を言う。誘導それ自体の手法・論理構造、倫理的側面については後述する。

## (2) 「対話」信仰の問題性

近年、ソーシャルワークを含む対人援助では、個人の自己決定能力を「ある(決定できる)」か「ない(決定できない)」かの二元論で捉えるのではなく、多面的にグラデーションとして見極め、コミュニケーションの中で成立する「支援つき意思決定」という考え方が多く論じられている<sup>1)</sup>。

しかし議論の対象である誘導を問題化するにあたって、そもそも誘導の生成する「対話」や「コミュニケーション」自体の問題性を指摘しておきたい。数土は「誠実かつ真摯に討議しさえすれば必ず他者と理解しあえるという思考は他者の他者性を無視した思考であり、さらに言えばそれは単なる理性信仰にしかすぎない」(2001, 21)と指摘

する。対話は重要な手段ではあるが、その手法を過大評価し、援助者の持つ権力性や、クライアントとのパワーインバランスに無自覚になることの問題性を指摘できる。

ソーシャルワークにおけるポストモダン・アプローチ(ナラティブ・モデルやエンパワメント・アプローチを含む)では、援助者とクライアント(支援者と利用者)は「対話」を通して合意形成をしていくことの重要性が説かれている。特にナラティブ・モデルでは、クライアントの語るストーリーに焦点を当て、当事者目線での援助を開発することに貢献してきた。しかし、援助の目標やゴールが双方に共有されれば問題ないが、それに齟齬が起きるときに、いずれの目標や価値を選択すべきか、という問題が起きる。加茂・大下によれば「言説やストーリーの生成過程の分析には有効性を持ちえても、どの言説やストーリーを選択すべきであるのかという倫理的決定のレベルにおいては効力を失する」(2003, 63)との指摘がある。援助においてはしばしば諸価値が対立する。クライアントにとって良い結果をもたらすオルタナティブ・ストーリーを提示するのではなく、何を選択しても、ある種の痛みを引き受けなければならない時があり、それはある価値の選択が別の価値を妨げることである。対話を重ねても倫理的に十全な解決方法は生成できない場合があり、実践においては常にそうした選択が迫られていると言える。

医療者・援助者が一定の権力を持ちパワーインバランスがある以上、協働であるとか対等であるという過信は禁物である。また対話自体も説明する者の表情や口調で価値観が伝わるものである。石橋(2005)が指摘するように、情報は無味乾燥な記述として伝わるわけではなく、障害や疾病が本来あってはならないもの、矯正し克服すべきものとして捉えられているか否かで説明は異なっ

くる (59-60)。

対人援助において、対話を放棄することはもちろん出来ないであろうし、当事者は対話を通じて自己決定権を勝ち取ってきたのである。しかし対話において、援助者が規定する価値の方向へ、クライアントが決定していくよう、判断を変化させ誘導した場合、それを単純に「自己決定」と言ってしまうと良いのかという疑念が生じる。専門的価値判断である以上、専門職にある種の価値観が内在することは避けられないが、個人的価値観の濫用や、専門職が利益と規定するものへ自己決定を誘導する恐れは否定できない。誘導は強制力や支配が前面に出ていないために、パターナリズムの否定的側面に気づかれにくい、ある種のマイルドさを備えた「マターナリズム」と言うことができるだろう。

### (3) 本稿の射程

最後に本稿の議論の射程を述べておきたい。本稿は、この緩やかな支配と操作を持つ「誘導」が、どのような正当化論を纏っているのかを論じるものである。断っておきたいのは、本稿は誘導の正当化を目指しているわけではない。また誘導をただ悪しきものとして批判することも意図していない。これまで意識的に語られることがなかった、あるいは単に注意喚起に留まっていた「誘導」を、理論的に考察することによって、社会福祉においてそれがどのように働いているのかを明確化するための一助として論考するものである。

議論の中心は社会福祉政策およびソーシャルワークであるが、倫理的課題等は対人援助職全般に共通する課題を扱っていると言えるだろう。従って、保健・医療といった対人援助学の隣接領域の知見も援用する。更に、これまで殆どソーシャルワークで隣接点が論じられてこなかった、経済学からの議論の応用を試みたい。この点を、以下

のリバタリアン・パターナリズム論の援用可能性から論じる。

### 3. リバタリアン・パターナリズム論における誘導の可能性

以下では、社会福祉学、ソーシャルワーク論上では知見では扱われてこなかった新たなパターナリズム論である、リバタリアン・パターナリズム論を紹介し、その論の社会福祉学への援用を試みたい。以下で (1) リバタリアン・パターナリズム論とは何かを 1) 論客、2) 基本姿勢と人間像、3) 設計・戦略、4) 議論の範囲、の点から紹介し、次に (2) 批判とパターナリズム論としての完成度を考察する。

#### (1) リバタリアン・パターナリズム論とは何か

##### 1) 論客

まず「リバタリアン・パターナリズム」とは何かを紹介したい。アメリカの行動経済学者である Cass.R.Sunstein & Richard.H.Thaler が発表した「リバタリアン・パターナリズムは撞着語法ではない」(2003)<sup>2)</sup> という論考は、その挑発的なタイトルからも話題となり、2008年には日本・京都にも招聘され講演を行っている。彼らがその主張を一般向けに著した‘Nudge’ (2008) (ナッジ) は出版翌年には「実践行動経済学」というタイトルで邦訳が出版されており、日本においても経済学・法学者を中心に注目を集めている<sup>3)</sup>。

‘Nudge’ (ナッジ) とは「注意や合図のために人の横腹を時にひじでやさしく押ししたり、軽く突いたりすること」と説明されている。彼らによれば、これは控えめな警告や注意喚起であり、選択を禁じたり命令したりすることではない (邦訳、扉および 17)。またリバタリアン・パターナリズム論を丁寧に紹介している瀬戸山によれば、ナッジは「誘導」という訳をあてられることがあるが、



「誘導」は介入者側の都合が良いように行うもので、隠された意図やバイアスが付与されるため、サンスティンらの主張のニュアンスが正確に伝わらないことが懸念されるので、「ナッジ」とそのままカタカナ表記にすることを推奨している（瀬戸山 2010, 815）。

しかし、本稿では瀬戸山の紹介や主張とは異なり、「Nudge」（ナッジ）には、介入者側の意図が巧妙に隠される仕掛けがあり、被介入者がその意図に沿って自己決定せざるを得ない構造があることに注目して考察するものである。従って本稿では「Nudge」（ナッジ）＝誘導」と捉えている。

## 2) 基本姿勢と人間像

彼らの議論の前提となる人間像は、これまで経済学が暗黙の了解としてきた「合理的人間像」「ホモ・エコノミクス（エコノ）」とは正反対である。つまり、時に非合理的であり、意思が弱く、自己の利益を見誤ることもある「ヒューマン」を前提としている。そしてそのヒューマンに対して「自由放任でもなく、押しつけでもなく」（邦訳「はじめに」のタイトルより）人々の行動を予測可能な形で変える「選択アーキテクチャー」の設計を議論していく。そもそも、彼らは制度設計や法制度が人々の選択に影響を与えない中立的なものであると考えるのは誤解であって、組織や行為者が他の人々の行動に影響を及ぼすことや選択に影響を与えることを前提としている（邦訳 24-5）。これは従来の経済学とは異なったより現実的な世界観と人間像であると言えるだろう。

また彼らは自分たちを、「自由」を重んじるという意味でリバタリアンの側面を持っていると主張する。そのシンプルな主張は「人は一般に自分がしたいと思うことをして、望ましくない取り決めを拒否したいのならオプトアウト（拒絶の選択）をする自由を与えられるべきである」（邦

訳 16）。「リバタリアリズム」という言葉は、自由を侵害するという一般的な解釈の場合に限定されており、それがリバタリアンと両立するのは、自由を維持しつつ人々の選択に働きかけるという意味である。

## 3) 設計・戦略

次に、彼らの戦略的議論を考察したい。これらは「Nudge」（ナッジ）の戦略の一部である。

- ・選択的アーキテクチャー：彼らは、制度設計や法制度を考える側、政治家や役人などの行為者を「選択的アーキテクチャー（設計者）」と呼ぶ。この選択的アーキテクチャーをいかに整えるかが彼らの知的戦略である。
- ・デフォルト：これはパソコンや携帯電話で用いられている初期設定の意味と同様である。デフォルト・ルールは民間のシステムでも法体系でも制度でも必ずあり、我々はそれを選択しながら生活しているが、どのみちどれかのルールを選択しなければならないのであれば、「ヒューマン」に対してはおびたしい選択肢を提示するのではなく、その厚生や福祉に叶ったものをデフォルトとして提示すべきであるという思考である。
- ・フレーミング効果：これは同じ情報に対して、表現が変わると人は違った反応を見せるというものである。例えば、ある手術によって「100人中10人が5年後に死亡している」というのと、「100人中90人が5年後 生存している」というのでは、患者が受ける印象は全く異なる（邦訳 64 より）。選択に対して効果的な提示方法があることを論じている。
- ・現状維持バイアス：これは人は全般的に現状に固執し続ける傾向があるというものである。例えば、退職金の貯蓄プランや生命保険のプランをなかなか変更しないことである。前述のデフォ

ルトと合わせると、パソコンのスクリーンセーバーや携帯の着信音など、我々の日常生活はデフォルトからなかなか変更しない傾向がある。

・「オプト・アウト」の自由：彼らの主張が自由を最大限尊重するリバタリアンであり、かつパターナリズムを許容できるとするのは、この「オプト・アウトの自由」、つまりデフォルト・ルールから簡易な方法で退出できる自由が保障されている点にある。初期設定は用意されているが、それが気に入らないときは最小限のコストで自由に退出することが保証されていれば、選択肢が制限されているわけでも押しつけられているわけでもない。「ヒューマン」である我々は、様々な情報を入手し、自らの価値観に基づいて選好を吟味し、合理的な選択をし、自信をもってその行為をする・・・（これは「オプト・イン」である）という難題に向き合うより、予め多くの人が望ましいと思うようなデフォルトが設定されており、納得のいかない人だけがそこから別の選択肢を選ぶことが簡易にできる（オプト・アウト）方が、人々の福祉に叶っていると考えられている。これはパソコン操作上で「推奨」か「カスタム」を選ぶことと類似している。

#### 4) 議論の範囲

さて、どのような場合に 'Nudge' (ナッジ) が必要であるのか。彼らは「役に立つ可能性が最も高く、害を加える可能性が最も低いナッジを与える」ことをリバタリアン・パターナリズムの黄金則と呼ぶ(邦訳 121)。そして「良いナッジが求められているのは、選択の結果が遅れて現れる場合、選択するのが難しく、まれにしか起こらず、フィードバックが乏しい場合、選択と経験の関係が不明瞭な場合ではないかと思われる」としている(邦訳 129)。

そして彼らの戦略対象は「貯蓄、臓器提供、結

婚、医療などの様々な領域」(邦訳 26) をも射程としている。この対象については後述する。

これ以外にも、多くの知的戦略が提示されているが、詳細は本文とその紹介を参照されたい<sup>4)</sup>。

#### (2) 批判とパターナリズム論としての完成度

彼らの論を巡っては、まずパターナリズムの定義やリバタリアニズムの解釈を巡っての異論がある<sup>5)</sup>。彼らのそもそものパターナリズム論の設定は、「一般にパターナリズムとは人々の自由を規制し強制が伴うものであると誤解されている」との前提に立っている。確かに、一般的にパターナリズムは自由や自己決定と対峙し、強制的に何かを強いられることと捉えられる傾向にある。しかしパターナリズム研究そのもので、非強制的なパターナリズムについて議論されてこなかったかと言えばそうではない。別稿で筆者はパターナリズムの分類や批判点を論じたが、近年は、自律を侵害せず、むしろそれを伸張し、自律・自己決定を獲得するようなパターナリズムは正当化される、という「自律を尊重するパターナリズム」という論があることを示した(石川 2007)。従って、サンステインらの言うパターナリズムとは、一般的に流布する解釈か、比較的素朴な、初期のパターナリズム論を前提としていると言えるだろう。

しかしまさしく彼らの言うリバタリアン・パターナリズムが、人々の自由や自律と対峙しない、自己決定を包含したパターナリズム論であると言える。とすると、筆者が既に指摘した「自律を尊重するパターナリズム」正当化論への懐疑がここでも当てはまることになる。すなわち、「どのような自律概念に基づくのかで、干渉者側の価値判断に誘導される可能性があること」、「特定の自律を望ましいとすることで被干渉者の価値観の変更を迫るおそれがあること」という問題が指摘できる<sup>6)</sup>。

#### 4. リバタリアン・パターナリズム論の課題

以上のサンスティンらのリバタリアン・パターナリズム論の概略から、その論の課題と社会福祉学、とりわけソーシャルワーク論に援用して考えられる課題を述べたい。

##### (1) リバタリアン・パターナリズム論の問題

まずリバタリアン・パターナリズム論から与えられる、社会福祉政策論およびソーシャルワーク論に共通する課題を論じたい。

リバタリアン・パターナリズム論は本来は福祉国家論・政策論であり、本稿で意図するようなソーシャルワークや対人援助の議論とは議論の射程も視点も異なっている。しかし臓器移植法制の適用拡大という現代的な論争を呼ぶテーマも扱っており、日本でも同様の問題が議論される昨今、制度・政策立案とパターナリズムの問題を理論的に考察するためには注目に値する議論だといえるだろう。また、「政策立案者」をそのまま「援助者・支援者・ソーシャルワーカー」に置き換えることによって、援助者の態度や選択肢の提示が利用者に影響を与えるという、ソーシャルワーク論に援用して考えることも可能になるとと思われる。彼らの現実的なスタンス、政策立案者のルール設計が、選択者の行為に影響を与えるという点や、人々の福祉や厚生に寄与するためにデフォルトを設計し、離脱の自由を設けて専制支配への一定の保障をすることは、パターナリズム批判を回避することに部分的に成功していると言える。そして何より、'Nudge' (ナッジ) は現状の制度や援助を考察する上で、それらほとんどがナッジであると説明することが可能であろうし、政策決定においてそうした枠組みの設定は重要なものであろう。ナッジは是か非かではなく、現実存在しているのである。

しかし、リバタリアン・パターナリズム論にも

いくつかの問題点があると考えられる。それは、1)「価値」の問題の不在、2) 時間経過と慣れの問題、3) 退出の自由度と選択肢の不在、である。以下、この3点について指摘したい。

##### 1) 「価値」の問題の不在

これは政策立案者や援助者の考える厚生 of 構想、福祉、利益が、どのような価値観に基づいているのか、何を良いと判断しているのか、価値の問題についてほとんど考察されていない点である。サンスティンらは「ヒューマン」の合理性は限定的であるため、政策立案者がより合理的で人々の厚生に叶ったデフォルトを設計することを推奨している。しかし、政策立案者や干渉者側の持つ合理性も、万能ではなく限定的であるため、「よい」設計ができるとは限らない。何を「よい」とするのか、価値の問題にも踏み込まなければならない。

これをソーシャルワークや社会福祉政策の問題に置き換えた場合の例を挙げると、前述したように障害をあってはならないものと捉えて対話することや、過度に健常であることや健康であることを目指す対話、及びそうした制度設計をすることが、ある一定の人々を貶めることになり、価値の序列化を生み出すことにも繋がる。

##### 2) 時間経過と慣れの問題

政策立案者や干渉者側の構想が、実際に人々の厚生に寄与するかは現実的には疑わしく、実際に法制化されても異論が続く場合がある。しかし、時間の経過によって反対意見が減っていく場合もある。それは「デフォルト・ルールによる福利が認められ受け入れられた結果」なのか、「政治に失望した結果」なのか、あるいは「考えることを止めた結果」なのか、判然としがたい。

一例を挙げると、自立支援法に関しては、デフォルトの設計自体に反発が続き、法改正に至った。

あるいは、裁判員制度は制度に対する反発が根強いものの、既に多数の判例が生まれており市民に定着しつつある。これらは、政策によってデフォルトが設計されることが、人々の厚生に果たして寄与しているのか、福利が認められているのか、時間経過とともに計り知れないものとなっている。

### 3) 退出の自由度と選択肢の不在

サンスティンらが彼らの論がリバタリアンにとっても許容できるパターナリズム論であると主張するのは、デフォルトからの簡易な退出を保証する「オプト・アウトの自由」という議論戦略に依拠している。デフォルトに不満がある場合は、そこから自由に退出できれば、専制支配を受けるわけでも選択肢を制限されるわけでもない。

しかし、社会福祉政策やソーシャルワークにおいて、そもそも退出の自由が保障されるような設計であるかどうかの問題となる。利用できる財、資源が少ない場合、選択肢が制限されており、選びたくなかったとしても他に選ぶものがない、という状況が頻繁に起こる。また価値の問題とも関連するが、デフォルトが設定されることは象徴的機能や権威付けをもたらし、離脱が全くの自由であるかどうかは疑わしい。

一例を挙げると、提示された選択の枠組みに人々の反発がなかったとしても、それが「施設症」のように他に施設から出て行く先がなく、かつ処遇に対して反対意見を表明するパワーを奪われた結果である場合もあり、枠組みから離脱自由があるとは言えない。これは障害者らの運動から批判された点でもある。

「現状維持バイアス」を戦略的に使うことを彼らは認めているが、デフォルトからの退出には選択肢の制限や心理的制限が存在しており、言説レベルでの抑圧が働くことを、彼らの議論は軽視していると指摘できる。

## (2) 臓器移植法の検討からみる価値と倫理の問題

彼らは‘Nudge’（ナッジ）は現実に多数行われているとし、その議論の対象に臓器移植という生命倫理に深く切り込む課題すら扱っている。しかし価値と倫理の側面については殆ど触れていないため、ここでその臓器移植を例にその問題を考察したい。

‘Nudge’（ナッジ）では「臓器提供者を増やす方法」（邦訳第11章271-282）が取り上げられている。アメリカでも臓器に対する需要は供給を大きく上回っているため、デフォルト・ルールを改良することによって毎年何千人もの命が救われ、納税者に新たな負担を課すことがなく目標を実現できる、と構想されている<sup>7)</sup>。つまり、臓器提供の意思表示のデフォルトは「提供する」という推定同意の政策を敷き、不同意の意思表示をする機会は簡単に行うことができる<sup>8)</sup>（オプト・アウト方式）政策を敷くだけで、提供同意率は非常に上がり、臓器提供が増え患者の命を救うことができるとしている。

彼らの示すデータからも、直感的にも、臓器提供のデフォルト・ルール変更によって移植手術は増えることになるだろう。しかし、社会規範として臓器移植をすることが正しい、良いことである、と訴えかけることは、はたして彼らの言うように“誰にも強制していない”（邦訳281-2）と言えるのだろうか。

以下のイラストを参照されたい。これは既に削



某県臓器バンクから削除されていたイラスト



除されてしまった某県の臓器バンク HP に以前掲載されていた、臓器提供の意思表示であるドナーカードの所持を促すイラストである。

このイラストから訴えかけられるメッセージは、筆者の解釈では、臓器提供意思のある者は天国に行くことができ、臓器提供を拒否するものは地獄に落ちる、という意味を想起させられる。

臓器移植という個人の信条に深く根ざす問題に対して、倫理や価値の問題を素通りして「よい」という社会規範、ルールを課すことが、こうした極端な思想と強制力を持つ一例と言えらる。'Nudge' (ナッジ) が至るところに存在しているとサンスティンらは述べるが、価値の問題を素通りしている現実について、本質的な問題が隠されていると考える。

## 5. 社会福祉への援用

最後に、リバタリアン・パターナリズム論の議論戦略から、社会福祉、ソーシャルワーク論へ示唆とその援用を考察したい。

### (1) ソーシャルワークにおける誘導とは

前述のリバタリアン・パターナリズム論の設計・戦略を援用すると、ソーシャルワークにおける誘導とは、「デフォルト・ルール」という「設計」と「フレーミング効果」という「関わり方」の二つが主に重要であると考えられる。つまり、社会福祉政策や制度設計、援助者が何をデフォルトとするのかは、選択者に大きな影響を与える。デフォルト・ルールにはそれ自体に政府の権威や専門職への信頼が付与され、それ以上の選択肢がないと思わせることになる。特に、福祉サービスの利用は、利用者にとって人生の何らかのクライシスの場面であり、経験や知識に乏しい場合が多い。サンスティンらによれば、良いナッジが求められるのは「判断が難しくてまれにしか起こらず、フィー

ドバックがすぐに得られない場合」(邦訳 121)としているが、まさしく福祉の利用はそうした時が多いただろう。そこで専門家を頼る以上、制度設計や援助者の想定している枠組みが「デフォルト = 正しい / 最もよい」ものと思わせるような影響を与えるといえる。

また「フレーミング効果」も特に直接の対話を用いるソーシャルワークの場合に大きく影響する。サンスティンらの例示する術後生存率の提示は、手術を前にした患者に大きな心理的影響を与えるが、背景に手術を受けるべきだ・受けさせたいという医療者の価値観や意図が働いている。対話信仰の問題を前述したが、対話における誘導とは、このフレーミング効果を用いた関与の仕方であるといえる。サンスティンらも「フレーミングは強力なナッジであり、注意深く選択する必要がある」(邦訳 65)と述べているが、提示する側、干渉者側は、フレーミングを形成する自らの価値観について自覚しておかなければならない。

デフォルト・ルールの設計とフレーミング効果について、政策決定者や直接援助者は、「4. リバタリアン・パターナリズム論の問題」で指摘したように、価値の問題、時間経過と慣れの問題、退出の自由度と選択肢の不在、について検討する必要があるだろう。

### (2) 自律尊重のパターナリズム、マターナリズムと自己決定の誘導

別稿で筆者は、パターナリズムの一形態としてマターナリズムという形態があり、パターナリズムへの批判の一部はマターナリズムへの反発があることを述べた。マターナリズムとは、明確な抑圧ではなく、母親的な包容で、優しさや共感的態度に絡みとられるように、緩やかに一定の方向へ誘導するような支配である。どうしたいかはあくまで本人の自己決定という形態をとるが、選択肢

の提示や干渉者の意図が伝搬し、ある種の強制力を持つ。

また、通常批判されるパターナリズムにも正当化論があることを論じたが、パターナリズムの正当化には、福祉に最も親和性があり有力視される「自律を尊重するパターナリズム」という基準がある。しかしこの正当化論は、他者が誘導・操作的関わった場合でも、本人が決定すれば「自律を尊重する」と見なすことも可能であるという難点がある。誘導された場合の自己決定でも、ソーシャルワークにおける自己決定尊重原則と一見は調和してしまうことになる。

自律を尊重するパターナリズム論と、マターナリズム、およびリバタリアン・パターナリズム論に共通して言えることは、表面上は自己決定の形態をとるが、本人の選好形成に対して誘導が起きることは避けられないという点、むしろ、その誘導を前提とした援助や対話、決定を肯定的に捉える思考が隠されているといえる。

リバタリアン・パターナリズム論、‘Nudge’（ナッジ）の議論からわかることは、干渉者側の価値観に基づいた設計や関わり方は、問題があったとしても、選好形成の段階で関与するために、被干渉者にとって自覚的に支配や強制であるといった意識を持たせにくいため、干渉者側により自覚的な関与が求められる。

## 6. おわりに

以上のように、誘導とは、被干渉者にとって自覚しにくいものであり、政策立案者や援助者側がその背景にある価値観を自覚して関与することが第一となる。価値は、人間が作る以上、時代や国家・宗教・社会情勢等によって異なるため、それを排除して何かを構築することは不可能である。ある種の価値に則ったルール作りや関わり方は、避けられないし、必要でもある。ただし、それが

恣意的と言われるような、あるいは被干渉者を貶めるような関与の仕方は防ぐが必要である。リバタリアン・パターナリズム論から学べることは多数あるが、誘導を正当化するための方策ではなく、恣意的な誘導に陥らない方法論の模索や、被干渉者の自由を保障するための手がかりを、我々は得ることができるのではないだろうか。特に、社会福祉の現場では「オプト・アウト」＝退出の自由が保障されているとは言い難い。選択肢の不備ばかりか、むしろ不満を訴えてもその声に耳を傾けない、押しつぶす、という状態がある。デフォルト・ルールからの退出の自由をいかに保証するかは、政策設計においても直接の対人援助でも重要な視点であろう。

最後に、本稿では、誘導の概念と構造に焦点を当てて論じるのが目的であったため、それを防ぐ方法論については論じていない。これはまた別の機会に論じたい。

## 註

- 1) 例えば秋元（2010）や沖倉（2012）における「支援された自己決定」、「支援つき意思決定」や、医療倫理・臨床哲学で清水哲朗が意思決定の共同について一連の議論を行っている。詳しくは清水（1997）、（2005）など。
- 2) 原著タイトルは ‘Libertarian Paternalism Is Not an Oxymoron’。二人はオバマ政権のブレーンでもあり、注目度も高い。彼らの論を巡っては、パターナリズムの定義やリバタリアニズムの解釈を巡って反論がある。例えば、森村（2008）参照。なお森村は2008年京都セミナーのコメンテーターを務めている。
- 3) 行動経済学は近年日本でも盛んに議論されるようになってきており、邦訳や新書なども出版され注目が高まっていると言えるだろう。例えば友野典男（2006）『行動経済学—経済は感情で動いている』

光文社新書、依田高典 (2010) 『行動経済学』中公新書、ダン・アリエリー (=2008) 熊谷淳子訳『予想どおりに不合理—行動経済学が明かす「あなたがそれを選ぶわけ」』など

- 4) 'Nudge' (ナッジ) を検討している日本語文献については、瀬戸山 (2010)、福原 (2010)、井上 (2009) などがある。
- 5) 森村 (2008) および瀬戸山 (2010) 参照。
- 6) パターナリズムの正当化基準については石川 (2007) で5つの正当化基準があることを示した。そのうち「自律を尊重するパターナリズム」の正当化基準が、社会福祉にとって最も親和性があること、しかし自律概念そのものと価値観の誘導がある場合の問題を指摘している。
- 7) 本書によればアメリカのほとんどの州が、臓器提供者になるためには意思を表示する手続きを取らねばならない「明示的同意ルール」が採用されている。これはオプト・イン方式である。推定同意方式はこれと逆に、拒否する意思表示手続きを取らなければ臓器提供意思とみなされるオプト・アウト方式である。
- 8) ここでは非常に少ないコスト、拒絶の回答がワンクリックで済むような簡便な方法が提言されている。

## 【参考文献】

- 秋元美世 (2010) 『社会福祉の利用者と人権—利用関係の多様化と権利保障』有斐閣
- Cass R. Sunstein and Richard H. Thaler (2003) 'Libertarian Paternalism Is Not an Oxymoron' *The University of Chicago Law Review*, vol.70 Number 4, pp.1159-1202. (= 中林良純訳「リバタリアン・パターナリズムは撞着語法ではない」京都セミナー配布資料、2008)
- Dan Ariely (2007) 'Predictably Irrational' (=2008 熊谷淳子訳『予想どおりに不合理—行動経済学が明かす「あなたがそれを選ぶわけ」』)
- Faden, R.R. and Beauchamp, T.L., (1986) '*A History and Theory of Informed Consent*' Oxford University Press (= 1996 酒井忠明・秦洋一訳『インフォームド・コンセント』みすず書房)
- 福原明雄 (2010) 「リバタリアニズムにとってのリバタリアン・パターナリズムとは何か」仲正昌樹編『自由と自律』77-102
- 畠山弘文 (1989) 「官僚制支配の日常構造—善意による支配とは何か—」三一書房
- 井上嘉仁 (2009) 「ソフトなパターナリズムは自由と両立するか—リバタリアン・パターナリズム論の陰」『姫路法学』50号 41-95
- 石橋涼子 (2005) 「子ども・医療・ケア」川本隆史編『ケアの社会倫理学—医療・看護・介護・教育をつなぐ』有斐閣 49-79.
- 石川時子 (2007) 「パターナリズムの概念とその正当化基準—『自律を尊重するパターナリズム』に着目して—」『社会福祉学』48巻1号, 5-16
- 加茂陽・大下由美 (2003) 「権力の秩序からずれる日常性—エンパワーメント論」加茂陽 編『日常性とソーシャルワーク』世界思想社 57-81.
- 沖倉智美 (2012) 「『支援つき意思決定』の理論と実際—知的障害者の『自己決定』をどのように考えるのか—」『対論 社会福祉学5』中央法規 217-45.
- 尾崎新 (2002) 「自己決定を尊重する現場の力」尾崎新編『「現場」のちから—社会福祉実践における現場とは何か—』
- 森村進 (2008) 「キャス・サンステイーンとリチャード・セイラーの『リバタリアン・パターナリズム』」『一橋法学』第7巻3号 1087-97.
- Richard H. Thaler and Cass R. Sunstein (2008) 'Nudge: improving Decision About Health, Wealth, and Happiness' (= 遠藤真美訳『実践行動経済学—健康、富、幸福への聡明な選択』2009、日経BP社)
- 瀬戸山晃一 (2010) 「法的パターナリズム論の新展開

(一) 阪大法学 60 卷 807-826

清水哲郎 (1997) 『医療現場に臨む哲学』 勁草書房

清水哲郎・伊坂青司 (2005) 『生命と人生の倫理』 放送  
大学教育振興会

数土直樹 (2001) 『理解できない他者と理解されない自  
己—寛容の社会理論—』 勁草書房

友野典男 (2006) 『行動経済学—経済は感情で動いてい  
る』 光文社新書

依田高典 (2010) 『行動経済学』 中公新書